

公益社団法人日本ホッケー協会 コーポレートカード利用規程

(目的と定義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下、「本会」という。）におけるコーポレートカードの利用について必要な事項を定め、適正な利用を図ることを目的とする。なお、コーポレートカードとは、本会とクレジットカードの利用に関する契約を締結した者（以下、「カード会社」という。）が発行するクレジットカードおよびETCカードで、本会が負担すべき経費の支払いをすることができるクレジットカードおよびETCカード（以下、「カード」という。）をいう。

(コーポレートカードの利用)

第2条 本会は、本会の業務の遂行上必要な経費の支払をする場合において、クレジットカードを利用する方法によらなければ支払ができない物品・サービスの購入、役務の提供、有料道路通行料金の支払い、その他財務総括部長がコーポレートカードの利用を認めた場合には、次条に規定する者にカードを利用させることができる。

2 前項のカードの利用限度額は、1カ月あたり**50万円**とする。ただし、利用者から利用限度額の増額の申出があった場合において、財務総括部長が必要と認めた場合には、当該利用限度額の増額をすることができる。

(カードの利用者の資格)

第3条 カードの利用者は次に掲げる者とし、カードの名義人になっていること。

- (1) 当会の役員
- (2) 事務局長および事務局に所属する者
- (3) 日本代表チーム（以下、「チーム」という）の代表者かそれに代わるチームの会計責任者で財務総括部長が認めた者
- (4) その他、財務総括部長が個別に認めた者

(管理責任)

第4条 本会に、カードの適正な利用について管理させるため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、財務総括部長をもって充てる。

(利用の申し込み)

第5条 カードを利用しようとする者は、所定の様式により、管理責任者に申し込むものとする。

なお、申し込みに際しては利用者が所属する本部の本部長の承認、事務局に所属する者の場合は事務局長の承認を必要とする。ただし、会長、専務理事、本部長、事務局長が利用を申請する場合は管理責任者による承認で足りるものとする。

(利用者の責務)

第6条 利用者は本規程およびカード会社が定める規約等を遵守し、カードを適正に利用するとともに、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 利用者は、本会がカードの利用状況等を調査する必要がある場合、この調査に全面的に協力しなければならない。

3 利用者はカードの発行を受け受領したら直ちにカードの裏面に名義人の署名をする。

4 カードの保管は財布等に入れて身に着けるか、遠征時以外は鍵のかかる保管場所に保管して、個人のカードと区別すると共に、万一紛失したり、盗難にあった場合は直ぐ気付く状態で管理すること。

(利用できる範囲)

第7条 予め事業実施承認を受けた海外遠征、国内合宿、出張および財務総括部長が個別に認めた場合の予算に基づく本会の業務の遂行上必要な経費の支払いに限る。

2 支払い方法は

(1) なるべく事前にあるいは事後、振込みで支払いをする。

(2) 振込み支払いできない経費はカードを利用する。

(3) 振込みでもカードでも対応できない場合は仮払いを受けて持参する現金で支払う。

※上記(1)～(3)で対応できない場合、止むを得ず個人が立替払い(現金やクレジットカード)することがある。

(精算)

第8条 精算は遠征報告書または旅費・交通費支払申請書、稟議書（一般経費・複数名旅費申請書）に基づき経理担当者が行う。

- (1) ただし、Concur（コンカー）で精算する場合、20万円以下は事務局長が承認して清算手続を行う。（Concurとは、事務局で導入している経費精算システム）
- (2) カードを利用した場合、利用者は利用明細または領収書（宛先は本会）を事務局の経理担当者と財務総括部長にメールに添付して提出する。
- (3) 万一、私的な利用が含まれていた場合、利用者は経理担当者の求めに応じて該当金額を速やかに指定口座に振り込むこと。

(カードの不正利用)

第9条 カードの利用に際し、次に該当する場合には、これを不正利用とする。

- (1) 第2条に定める利用範囲以外の利用を行った場合
- (2) 利用者が負担すべき金額を本会が負担すべき金額として処理した場合
- (2) カードを他人に利用させた場合
- (3) この規程やカード会社が定める規約等に違反して利用した場合

(不正利用に対する措置)

第10条 管理責任者は前条各号に掲げる不正利用があったものと思料する場合、直ちにカードを回収し、同時に専務理事および利用者が所属する担当本部長に報告する。

2. 管理責任者は速やかに不正利用による被害額を確定し、その内容、利用者の氏名を会長に報告するものとする。
3. 不正利用者の処分は理事会で決する。

(不正利用に係る弁済)

第11条 第9条各号に掲げる不正利用があった場合において、利用者が負担すべき金額を本会が負担した場合には、当該利用者は自身が負担すべき金額を本会の求めに応じて、本会に弁済しなければならない。

(カードの紛失等)

第12条 カードの紛失(盗難に遭うことを含む。)、詐欺又は横領により、他人に不正に利用された場合、その利用金額の全額について、利用者はその支払の責を負うものとする。ただし、利用者が直ちに次に掲げる措置をとった場合には、カード会社が補填する範囲内において、その責を免れることができる。

- (1) カード会社への連絡及び書面による届出
- (2) 最寄りの警察署への届出
- (3) 管理責任者への連絡

(カードの返却)

第13条 利用者は、次に掲げる場合には、カードを速やかに管理責任者に返却すること。

- (1) 利用者が第3条各号に該当しなくなった場合
- (2) チームの代表者あるいはチームの会計責任者の身分を失った場合
- (3) 本会あるいはカード会社からカードの返却の請求があった場合

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

1. 本規程は、平成29年3月11日から施行する。
2. 本規程は、令和5年2月4日から施行する。(令和5年2月4日理事会決議)